

函館市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 0 号

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成 1 2 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 2 を次のように改める。

（令和 8 年度分の保険料の減免に関する手続の特例）

第 3 条の 2 第 1 号被保険者（第 1 2 条第 1 項第 5 号に掲げる事由に該当し、かつ、保険料の減免が必要であるものとして、市長が別に定める特別の事情がある者に限る。）に係る令和 8 年度分の保険料の減免については、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。